

○新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成23年3月31日

規則第37号

改正 平成23年12月28日規則第85号

平成24年3月30日規則第26号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 児童館(第6条—第17条)

第3章 子ども家庭支援センター

第1節 施設(第18条)

第2節 ひろば型一時保育サービス(第19条—第27条)

第4章 子ども総合センター

第1節 施設(第28条・第29条)

第2節 児童発達支援等(第30条—第35条)

第3節 ひろば型一時保育サービス(第36条・第37条)

第4節 障害幼児一時保育サービス(第38条—第43条)

第5章 雑則(第44条—第47条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年新宿区条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第9条本文の規定による申請(以下この章において「利用申請」という。)は、新宿区立子育て支援施設利用申請書(第1号様式)により行うものとする。

(利用の承認等)

第3条 区長は、利用申請に対し条例第9条本文の承認(以下この章において「利用承認」という。)を行ったときは、新宿区立子育て支援施設利用証(第2号様式。以下この章において「利用証」という。)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

2 利用承認を受けた者は、その利用の際に、利用証を係員に提示するものとする。

(利用の不承認)

第4条 区長は、利用申請に対し条例第10条の規定により利用承認を与えなかったときは、新宿区立子育て支援施設利用不承認書(第3号様式)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

(利用承認の取消し)

第5条 条例第11条第1号の規定による利用の取消しの申出は、新宿区立子育て支援施設利用取消申請書(第4号様式)に利用証を添えて行うものとする。

2 区長は、前項の申出に対し承認を行ったときは、新宿区立子育て支援施設利用取消承認書(第5号様式)を当該申出を行った者に交付するものとする。

第2章 児童館

(公募に際して明示する事項)

第6条 区長は、条例第15条第1項の規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 条例第13条に規定する指定児童館(以下「指定児童館」という。)の概要
- (2) 条例第14条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (3) 条例第15条第1項の規定による公募を開始する日(以下「公募開始日」という。)
- (4) 条例第15条第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を行うことができる団体の資格
- (5) 条例第16条第1項に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 指定児童館の事業計画書に記載すべき事項
- (8) 第8条第2項各号に掲げる書類に関する事項
- (9) その他区長が必要と認める事項

(指定の申請を行うことができる団体の資格)

第7条 指定の申請を行うことができる団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

(指定申請書及び添付書類)

第8条 条例第15条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書(第6号様式)とする。

2 条例第15条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定の申請を行うことができる団体の資格を有していることを確認することができる書類
- (2) 指定児童館の管理に係る収支計画書
- (3) 指定児童館の管理に係る人員計画書
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする団体の案内書
- (5) 指定管理者の指定を受けようとする団体の活動の実績に関する書類
- (6) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

(申請期間)

第9条 条例第16条第1項の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日(当該日が新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日(以下この章において「休日」という。))に当たるときは、当該日の直後の休日でない日)までとする。

(選定結果通知書)

第10条 条例第17条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第7号様式)により行うものとする。

(選定取消通知書)

第11条 条例第18条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第8号様式)により行うものとする。

(指定通知書)

第12条 区長は、条例第19条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第13条 条例第22条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の指定児童館の利用に関する第15条第2項に規定する利用者その他の者の意見に係る調査の結果
- (2) その他区長が必要と認める事項

(利用の申請)

第14条 条例第27条の規定による申請(以下この章において「利用申請」という。)は、新宿区立児童館利用申請書(第10号様式)により行うものとする。

(利用の承認等)

第15条 指定管理者は、利用申請に対し条例第27条の承認(以下この章において「利用承認」という。)を行ったときは、新宿区立児童館利用証(第11号様式。以下この章において「利用証」という。)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

2 利用承認を受けた者は、その利用の際に、利用証を係員に提示するものとする。
(利用の不承認)

第16条 指定管理者は、利用申請に対し条例第28条の規定により利用承認を与えなかったときは、新宿区立児童館利用不承認書(第12号様式)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

(利用承認の取消し)

第17条 条例第29条第1号の規定による利用の取消しの申出は、新宿区立児童館利用取消申請書(第13号様式)に利用証を添えて行うものとする。

2 指定管理者は、前項の申出に対し承認を行ったときは、新宿区立児童館利用取消承認書(第14号様式)を当該申出を行った者に交付するものとする。

第3章 子ども家庭支援センター

第1節 施設

(利用できる日時)

第18条 条例第30条に掲げる子ども家庭支援センターの施設を利用することができる日及び時間は、別表第1のとおりとする。

第2節 ひろば型一時保育サービス

(利用できる時間)

第19条 条例第31条に規定するひろば型一時保育サービス(以下この節において「サービス」という。)を利用することができる時間は、午前10時から午後4時までの間で1回につき4時間以内とする。

(利用人員)

第20条 前条に規定する時間帯のうち、サービスを利用することができる時間に係る者が複数いる場合において、一度にサービスの利用を受けることができる人員は、5名以内とする。

(利用の申請等)

第21条 条例第33条の規定による申請(以下この節において「利用申請」という。)を行おうとする者は、ひろば型一時保育サービス利用登録申請書(第15号様式)により区長に登録の申請をし、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者に係る利用申請は、ひろば型一時保育サービス利用申請書(第16号様式)により行うものとする。

3 区長は、第1項の登録の申請又は利用申請を受けたときは、当該申請又は利用申請を行った者に対し、必要と認める書類の提出又は提示を求めることができる。

(利用の承認等)

第22条 区長は、前条第1項の承認を行ったときは、ひろば型一時保育サービス登録承認書(第17号様式。第3項において「登録承認書」という。)を当該申請を行った者に対し交付するものとする。

2 区長は、利用申請に対し条例第33条の承認(以下この節において「利用承認」という。)を行ったときは、当該利用申請を行った者に対し、ひろば型一時保育サービス利用承認書(第18号様式。以下この節において「利用承認書」という。)を交付するものとする。

3 区長は、第1項の規定により登録承認書を交付したときは、ひろば型一時保育サービス利用登録簿(第19号様式)に登録するものとする。

4 利用承認を受けた者(以下この節において「利用者」という。)は、その利用の際に、利用承認書を係員に提示するものとする。

(利用の不承認等)

第23条 区長は、第21条第1項の承認を与えなかったときは、ひろば型一時保育サービス登録不承認書(第20号様式)を当該申請を行った者に交付する。

2 区長は、利用申請に対し条例第34条の規定により利用承認を与えなかったときは、ひろば型一時保育サービス利用不承認書(第21号様式)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

(利用承認の取消し)

第24条 条例第35条第1号の規定による利用の取消しの申出は、ひろば型一時保育サービス利用取消申請書(第22号様式)に利用承認書を添えて行うものとする。

2 区長は、前項の申出に対し承認を行ったときは、ひろば型一時保育サービス利用取消承認書(第23号様式)を当該申出を行った者に交付するものとする。

(使用料の納付時期)

第25条 条例第36条第1項の使用料の納付期限は、区長がサービスを利用した者に当該使用料の額を通知した日から20日を経過した日(当該日が条例第5条に規定する休館日(以下「休館日」という。))に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)とする。

(使用料)

第26条 条例第36条第2項第1号の規則で定める額は950円とし、同項第2号の規則で定める額は350円とする。

(使用料の減免)

第27条 条例第37条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者であるとき 免除

(2) その他区長が特に必要と認めるとき 必要と認める額の減額又は免除

2 前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするときは、ひろば型一時保育サービス使用料減額・免除申請書(第24号様式)により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

第4章 子ども総合センター

第1節 施設

(利用できる日時)

第28条 条例第38条に掲げる子ども総合センターの施設を利用することができる日及び時間は、別表第2のとおりとする。

(条例第6条第3号オに掲げる事業を利用できる者)

第29条 条例第6条第3号オに掲げる事業を利用できる者は、新宿区の区域内に住所を有する条例第2条第3号に規定する心身障害児等のうち、小学校就学の始期に達するまでの者で、条例第39条に規定する児童発達支援等、条例第45条に規定する障害幼児一時保育サービスその他区長が別に定めるサービスを受けることができないもの及びその保護者とする。

(平24規則26・一部改正)

第2節 児童発達支援等

(平24規則26・改称)

(利用できる者)

第30条 条例第39条第3号の規則で定めるものは、小学校第2学年までの者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(平24規則26・一部改正)

(利用の申請等)

第31条 条例第40条の規定による申請(以下この節において「利用申請」という。)は、児童発達支援等利用申請書(第25号様式)により行うものとする。

2 条例第39条第2号アに規定する通所受給者証を交付された者が利用申請を行う際には、当該通所受給者証を提示するものとする。

(平24規則26・一部改正)

(利用の承認等)

第32条 区長は、利用申請に対し条例第40条の承認(以下この節において「利用承認」という。)を行ったときは、児童発達支援等利用承認書(第26号様式。以下この節において「利用承認書」という。)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

2 利用承認を受けた者は、その利用の際に、利用承認書を係員に提示するものとする。

(平24規則26・一部改正)

(利用の不承認)

第33条 区長は、利用申請に対し条例第41条の規定により利用承認を与えなかったときは、児童発達支援等利用不承認書(第27号様式)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

(平24規則26・一部改正)

(利用承認の取消し)

第34条 条例第42条第1号の規定による利用の取消しの申出は、児童発達支援等利用取消申請書(第28号様式)に利用承認書を添えて行うものとする。

2 区長は、前項の申出に対し承認を行ったときは、児童発達支援等利用取消承認書(第29号様式)を当該申出を行った者に交付するものとする。

(平24規則26・一部改正)

(使用料の納付時期)

第35条 条例第43条第1項の使用料の納付期限は、区長が条例第39条に規定する児童発達支援等を利用した者に当該使用料の額を通知した日から20日を経過した日(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)とする。

(平24規則26・一部改正)

第3節 ひろば型一時保育サービス

(利用できる時間)

第36条 条例第44条において準用する条例第31条に規定するひろば型一時保育サービス(以下この節において「サービス」という。)を利用することができる時間は、午前9時か

ら午後5時までの間で1回につき4時間以内とする。

(準用)

第37条 前章第2節の規定(第19条を除く。)は、サービスについて準用する。この場合において、第21条第1項及び第22条第2項中「第33条」とあるのは「第44条において準用する条例第33条」と、第23条第2項中「第34条」とあるのは「第44条において準用する条例第34条」と、第24条第1項中「第35条第1号」とあるのは「第44条において準用する条例第35条第1号」と、第25条中「第36条第1項」とあるのは「第44条において準用する条例第36条第1項」と、第26条中「第36条第2項第1号」とあるのは「第44条において準用する条例第36条第2項第1号」と、第27条第1項中「第37条」とあるのは「第44条において準用する条例第37条」と読み替えるものとする。

第4節 障害幼児一時保育サービス

(利用の申請等)

- 第38条 条例第47条において準用する条例第33条の規定による申請(以下この節において「利用申請」という。)を行おうとする者は、障害幼児一時保育サービス利用登録申請書(第30号様式)により区長に登録の申請をし、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けた者に係る利用申請は、障害幼児一時保育サービス利用申請書(第31号様式)により行うものとする。
- 3 区長は、第1項の登録の申請又は利用申請を受けたときは、当該申請又は利用申請を行った者に対し、必要と認める書類の提出又は提示を求めることができる。

(利用の承認等)

- 第39条 区長は、前条第1項の承認を行ったときは、障害幼児一時保育サービス登録承認書(第32号様式。第3項において「登録承認書」という。)を当該申請を行った者に対し交付するものとする。
- 2 区長は、利用申請に対し条例第47条において準用する条例第33条の承認(以下この節において「利用承認」という。)を行ったときは、当該利用申請を行った者に対し、障害幼児一時保育サービス利用承認書(第33号様式。以下この節において「利用承認書」という。)を交付するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により登録承認書を交付した場合は、障害幼児一時保育サービス利用登録簿(第34号様式)に登録するものとする。
- 4 利用承認を受けた者(以下この節において「利用者」という。)は、その利用の際に、利用承認書を係員に提示するものとする。

(利用の不承認等)

第40条 区長は、第38条第1項の承認を与えなかったときは、障害幼児一時保育サービス登録不承認書(第35号様式)を当該申請を行った者に交付する。

- 2 区長は、利用申請に対し条例第47条において準用する条例第34条の規定により利用承認を与えなかったときは、障害幼児一時保育サービス利用不承認書(第36号様式)を当該利用申請を行った者に交付するものとする。

(利用承認の取消し)

第41条 条例第47条において準用する条例第35条第1号の規定による利用の取消しの申出は、障害幼児一時保育サービス利用取消申請書(第37号様式)に利用承認書を添えて行うものとする。

- 2 区長は、前項の申出に対し承認を行ったときは、障害幼児一時保育サービス利用取消承認書(第38号様式)を当該申出を行った者に交付するものとする。

(使用料)

第42条 条例第48条の規則で定める額は、1,000円とする。

- 2 条例第48条の使用料の納付期限は、区長が条例第45条に規定する障害幼児一時保育サービスを利用した者に当該使用料の額を通知した日から20日を経過した日(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)とする。

(使用料の減免)

第43条 条例第49条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者が生活保護法による保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者であるとき 免除
 - (2) 利用者及びその扶養義務者(利用者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(利用者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)に限る。)が、当該年度分の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。)が非課税の者である場合(前号に掲げる場合を除く。) 免除
 - (3) その他区長が特に必要と認めるとき 必要と認める額の減額又は免除
- 2 前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするときは、障害幼児一時保育サービス使用料減額・免除申請書(第39号様式)により区長に申請し、その承認を受けなければ

ばならない。

第5章 雑則

(遵守事項)

第44条 新宿区立子育て支援施設(以下「支援施設」という。)を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第3条第1項、第15条第1項、第22条第2項(第37条において準用する場合を含む。)、第32条第1項及び第39条第2項に規定する利用承認(第46条において「利用承認」という。)を受けた支援施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (4) 騒音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(入館の制限等)

第45条 区長(指定児童館にあっては、指定管理者。次条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対し、支援施設への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 飲酒又は薬物の影響で^{めいてい}酩酊している者
- (3) 騒じょう行為又は示威行為
- (4) 支援施設内において、許可なく物品の販売その他の営業行為を行うもの
- (5) その他支援施設の管理上支障がある行為を行うもの

(原状回復)

第46条 利用承認を受けた者は、条例第52条第1項の規定により支援施設の施設及び設備を原状に回復したときは、区長の点検を受けるものとする。

(補則)

第47条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(新宿区立児童館条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 新宿区立児童館条例施行規則(昭和39年新宿区規則第46号)

(2) 新宿区立子ども家庭支援センター条例施行規則(平成12年新宿区規則第2号)

(3) 新宿区立子ども発達センター条例施行規則(平成17年新宿区規則第74号)

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の新宿区立児童館条例施行規則(以下「廃止前の児童館条例施行規則」という。)第4条第1項又は第19条第1項の規定により交付された新宿区立児童館利用証(支援施設の利用時において現に支援施設の利用に係る承認の効力を有するものに限る。)及び前項の規定による廃止前の新宿区立子ども家庭支援センター条例施行規則(以下「廃止前のセンター条例施行規則」という。)第5条の規定により交付された新宿区立子ども家庭支援センター利用カード(支援施設の利用時において現に支援施設の利用に係る承認の効力を有するものに限る。)は、それぞれ当該新宿区立児童館利用証及び新宿区立子ども家庭支援センター利用カードをこの規則の相当規定により交付された新宿区立子育て支援施設利用証とみなす。

4 廃止前の児童館条例施行規則又は廃止前のセンター条例施行規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(ひろば型一時保育サービスの利用に関する準備行為)

5 第37条において準用する第21条から第24条までの規定による新宿区立子ども総合センターにおける一時保育サービスに係る利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(児童発達支援等に関する特例措置)

6 条例附則第8項各号に規定する額の全部又は一部に相当する額が条例第39条に規定する児童発達支援等の利用に係る負担軽減措置として新宿区に支払われた場合は、当該児童発達支援等を利用した者の同項各号に規定する額について、当該新宿区に支払われた額を減額するものとする。

(平23規則85・追加、平24規則26・一部改正)

附 則(平成23年12月28日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第6項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日規則第26号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定(「児童デイサービス室」を「指導訓練室」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

別表第1(第18条関係)

(平24規則26・一部改正)

(1) 新宿区立信濃町子ども家庭支援センター

施設	利用することができる日	利用することができる時間
相談室	月曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)	午前8時30分から午後5時まで
	土曜日(休日を除く。)	午前9時30分から午後6時まで
交流スペース	月曜日から金曜日までの日(新宿区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年新宿区教育委員会規則第6号)第3条の2第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する休業日(以下「休業日」という。)を除く。)、土曜日、日曜日及び休日	午前9時30分から午後6時まで
	休業日に当たる月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後6時まで
集会室、遊戯室及び図書室	月曜日から金曜日までの日(休業日及び休日を除く。)	午前9時30分から午後6時まで(利用者が中学生以上の場合にあっては、午前9時30分から午後7時まで)
	休業日に当たる月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後6時まで(利用者が中学生以上の場合にあっては、午前9時から午後7時まで)
	土曜日、日曜日及び休日	午前9時30分から午後6時まで

(2) 新宿区立榎町子ども家庭支援センター

施設	利用することができる日	利用することができる時間
相談室	月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前8時30分から午後5時まで
	土曜日(休日を除く。)	午前9時30分から午後6時まで
交流スペース	月曜日から金曜日までの日(休業日を除く。)、土曜日、日曜日及び休日	午前9時30分から午後6時まで
	休業日に当たる月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後6時まで
集会室、遊戯室及び図書室	月曜日から金曜日までの日(休業日及び休日を除く。)	午前9時30分から午後6時まで(利用者が中学生以上の場合にあっては、午前9時30分から午後7時まで)
	休業日に当たる月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後6時まで(利用者が中学生以上の場合にあっては、午前9時から午後7時まで)
	土曜日、日曜日及び休日	午前9時30分から午後6時まで
一時保育室	月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前10時から午後4時まで

(3) 新宿区立中落合子ども家庭支援センター

施設	利用することができる日	利用することができる時間
相談室	月曜日から土曜日までの日(休日を除く。)	午前8時30分から午後5時まで
交流スペース	月曜日から土曜日までの日(休日を除く。)	午前10時から午後4時まで
集会室、遊戯室及び図書室	月曜日から金曜日までの日(休業日及び休日を除く。)	午前9時30分から午後6時まで
	休業日に当たる月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後6時まで
	土曜日、日曜日及び休日	午前9時から午後5時まで

別表第2(第28条関係)

(平24規則26・一部改正)

施設	利用することができる日	利用することができる時間
相談室	月曜日から土曜日までの日(休日を除く。)	午前8時30分から午後7時まで
	日曜日及び休日	午前8時30分から午後5時まで
交流スペース	月曜日から金曜日までの日(休業日及び休日を除く。)	午前9時30分から午後6時まで
	休業日に当たる月曜日から金曜日までの日、土曜日、日曜日及び休日	午前9時から午後6時まで
集会室、遊戯室及び図書室	月曜日から金曜日までの日(休業日及び休日を除く。)	午前9時30分から午後6時まで(利用者が中学生以上の場合にあっては、午前9時30分から午後7時まで)
	休業日に当たる月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後6時まで(利用者が中学生以上の場合にあっては、午前9時から午後7時まで)
	土曜日、日曜日及び休日	午前9時から午後6時まで
指導訓練室	月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後6時まで
	土曜日	午前9時から午後5時まで
一時保育室	月曜日から金曜日までの日(休日を除く。)	午前9時から午後5時まで